

[事案 26-73] 既払込保険料返還請求

・平成 27 年 5 月 18 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 26-74]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

告知義務違反で契約解除された契約について、募集人による不告知教唆があったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月に肛門周辺炎手術を受けたため、平成 25 年 1 月に契約した定期保険等にもとづいて給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として、保険会社により契約を解除された。

しかしながら、勧誘を受けた際、募集人に、肝臓機能の検査結果が経過観察であることを告げ、告知の際、風邪で通院していることを告げたところ、募集人により全て「いいえ」にチェックするよう指示を受けこれに従っただけであり、不告知教唆があったことから既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、告知前も告知の際も、申立人から不告知事実を聞いたことはなく、募集人による不適切な告知取得の事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、申立人が主張する募集人による不告知教唆の有無および募集行為の不適切性の有無を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆があったことは認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1)募集人は、被保険者の体重が 130 キロであるのに対し、保険会社から質問があれば 100 キロと回答するようアドバイスしている。体重は告知事項ではなく、不告知教唆があったとは認められないが、著しく肥満した被保険者に対しては、保険会社は引き受けにあたり注意することが一般的であり、そうでなくても、事実と異なることを告げるよう契約者等を誘導することは適切な募集行為とはいえない。

(2)また、告知の重要性について、契約者および被保険者に対し、十分に理解できるよう説明したことについては疑問がある。

<参考>

○募集人による不告知教唆が認められない理由は、以下のとおり。

(1)申立人の主張は、不告知教唆によって告知義務違反を理由として解除されるような契約を募集人は申立人に締結させたが、そのことにより申立人が既払込保険料相当額の損害を被

ったため、不法行為にもとづく損害賠償請求を主張するものと理解する。

- (2)告知事項「5年以内に（中略）病気やけがで、次の1～4のいずれか1つでも該当することがありますか。」では、選択肢3「7日間以上の期間にわたる医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）をうけたことがある。」とあるが、申立人は「いいえ」と回答している。しかしながら、診療証明書（診断書）および通院・投薬証明書によると、申立人は、告知を行った平成24年12月の前年6月から10日間、肝機能障害、高脂血症の診断名で診察を受けている。この点申立人は、募集人に対し病名は告げていないが、医師から病名を告げられていないためであると述べる一方、医師は明確に病名を告げたと回答している。よって、客観的な事実として告知義務違反があったことは明らかであり、受診日の近接性（最も近い診察日は告知日の1か月前）、傷病名の重大性から考えると、告知しなかったことについては、申立人に故意または重大な過失があったと判断される。
- (3)申立人は「肝臓の数値が悪い」と勧誘時に伝えたとするのみで、具体的な内容（受診の有無）を募集人に告げている事実は認められない。また、「風邪で通院した」と伝え、募集人から「肝臓でなければ良い」と言われたとしても、不告知教唆とは認められない。さらに、告知書で全て「いいえ」と回答するよう指示を受けた事実は認められず、上記事実を前提とすると、不告知教唆があったとは認められない。